事業番号	169

平成27年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	認可外保育所支援事業							担当部	こども未来部	
	会計区分	一般会計		事業類型	実施計画事業以外				担当課	保育課	
	事業期間	平成12年度以前 ～ 平成28年度							担当係	保育係	
	総合計画分野別計画 主目的	3 教育・子育て 13 子育て支援 3 保育サービス・幼児教育を充実します									
	総合計画分野別計画 副目的									実施計画対象	
	予算区分	款	3	項	3	目	2	大	5	中	1
	根拠法令・個別計画	小牧市認可外保育施設保育委託事業実施要綱									
	目的（対象をどの様な状態にするのか）	保育を必要とする児童をもつ保護者が等しく保育サービスが受けられるようにする。									
	内容（手段）	◆26年度実施内容 【認可外保育所措置委託料】(H22共同保育所以外へも委託実施) 共同保育所を含む認可外保育所へ0，1，2歳児の待機児童の保育を委託するもの。 共同保育所のみ運営費、職員研修費、施設整備費助成(2年に1回)を助成する。 認可外保育所については、愛知県から認可外保育施設指導基準を満たす旨の証明書の交付を受けた市内の施設の設置者、その他市長が特に必要と認めた施設の設置者へ保育を委託。0歳児は28,000円・1～2歳児は25,000円を施設に支払う。 26年度の委託対象は7施設。 利用者は、各施設ごとに定められた保育料に係る自己負担分を施設に支払う。 ◆26年度直接経費の内訳 0歳児委託28,000円×244延人数＝6,832,000円 1、2歳児委託25,000円×707延人数＝17,675,000円 ※H25直接経費の内訳 0歳児委託28,000円×301延人数＝8,428,000円 1、2歳児委託25,000円×688延人数＝17,200,000円 ◆27年度直接経費の内訳 0歳児委託28,000円×146延人数＝4,088,000円 1、2歳児委託25,000円×406延人数＝10,150,000円									
	受益者負担	無									

				単位	H24決算額	H25決算額	H26決算額	H27予算額
コスト	費用	直接経費		千円	22,737	25,628	24,507	14,238
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	526	526	526	526
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	23,263	26,154	25,033	14,764
		対前年比		%		112.4	95.7	58.9
	財源	一般財源		千円	23,263	26,154	25,033	14,764
		国・県支出金		千円	0	0	0	0
		その他財源		千円	0	0	0	0

事業番号	169

業績

活動指標名	単位		H24	H25	H26	H27
共同保育所等助成件数	件	目標	7	6	8	3
		実績	6	8	7	
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				

成果指標名	単位		H24	H25	H26	H27
保育委託児童延べ人数	人	目標	611	823	854	552
		実績	870	989	951	
待機児童数	人	目標	0	0	0	0
		実績	31	39	49	

事業の自己評価

平成26年度の実施結果	事業の達成状況	県の認可外保育施設指導基準から1施設外れ委託箇所（共同保育所等助成件数）が減っているため、利用実績（保育委託児童延べ人数）は減少しているが、外れた1施設のH25年度児童延べ件数が218人のため県の基準を満たさない施設を含めた認可外保育施設としての利用人数は増加している。
	事業実施における課題	年々県の基準を満たさない施設を含めた認可外保育所委託児童は実質増加しており、これ以上の受入余地が無い施設も出てきている。
	事業を縮小・廃止したときの影響	保育園の施設整備により定員増を図っているが、事業の廃止・縮小により、認可外保育所利用者負担が増え、認可外保育所を利用しづらい状況を招き、短期的には待機児童がさらに増えることになる。
平成27年度の改善内容	27年度における事業の改善・見直し内容（新規追加事項、廃止・削減事項等）	27年度子ども・子育て支援新制度により、4施設が地域型保育事業施設となり、認可外保育所支援事業の事業規模は縮小されている。
平成28年度の事業の方向性	方向性の判定	維　持　　事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの（対象や手段を見直す場合も含む）
	判定理由	事業規模が縮小となったが、待機児童対策の一環であり対象施設が無くなるまでは維持する必要があると考えられます。
	28年度以降の改善案	愛知県の指導基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育所への委託事業は、待機児童対策の一環として、引き続き委託事業を行う。

二次評価

方向性の判定	判　定　理　由
維　持	一次評価のとおり。